

令和7年稲敷市農業委員会第8回総会

〔8月12日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 4 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 5 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 6 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程 7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 議案第1号
日程 5 議案第2号
日程 6 議案第3号
日程 7 議案第4号
-

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君
4番	山口幸一君	14番	内田和新君
5番	永野修君	15番	山口和彦君
6番	宮本信夫君	16番	飯塚治正君
7番	篠崎惣壽君	17番	坂本富男君
8番	村松清美君	18番	川島昇君
9番	坂本和夫君	19番	根本脩君
10番	村山文雄君		

欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	宮本祐司君
農業委員会事務局係長	坂本証君
農業委員会事務局主査	久保田健夫君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和7年8月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は19名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行ってくださいました推進委員さん5名が出席しております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は18番川島昇委員、1番吉田武委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。
議案書1ページの1件でございます。

この届出は、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書2ページから11ページまでの10件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。申請番号3番の方は、農業委員会によるあっせん等の希望をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 12ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」でございます。

売買による所有権移転1件、賃貸借権の設定2件、使用貸借権の設定1件でございます。

申請番号1番 浮島字池下、他11地区、田28筆、畑36筆、30,076.91㎡についてでございますが、受人が父から農業経営を移譲するために使用貸借権を設定するものでございます。

申請番号2番 手賀組新田字秋塚、田4筆、6,060㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号3番 蒲ヶ山字後谷、畑2筆、9,906㎡についてでございますが、受人が新規に営農を開始するため借り受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号4番 犬塚字天神、畑1筆、182㎡についてでございますが、受人が家庭菜園を始めるため買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1

号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。申請番号1番について、報告いたします。

8月5日に小貫推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機2台、コンバイン2台、トラック5台を所有しております。農作業従事日数は300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。申請番号2番について報告いたします。

8月2日に風間推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番、4番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。まず、申請番号3番について、報告いたします。

8月5日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にサツマイモ、ジャガイモ、ホウレンソウなどを栽培している法人であります。受人は現在、市外の各地区に畑を持っております。農機具の所有状況は、トラクター1台、トラック1台、耕運機1台、掘り取り機1台を所有しております。農作業従事日数は300日。調査の結果、耕作できなくなったら賃貸借権を解除する条件で、許可相当と考えられます。

続いて申請番号4番について、報告いたします。

8月6日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は当該地に隣接して住んでおられる方で、夫婦で家庭菜園を行い、枝豆やジャガイモなどの野菜を栽培する予定であります。農機具の所有状況は、機械は持っておりませんが、鍬などの農具一式を所有しております。農作業従事日数は150日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可す

ることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 5 議案第 2 号 農地法第 5 条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 16 ページをお開き願います。

議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）」でございます。

申請番号 1 番 神宮寺字外馬場、畑 1 筆、959㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を雑種地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。600W パネル 148 枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号 2 番 神宮寺字揃内、畑 2 筆、1,072㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。645W パネル 172 枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号 3 番 結佐字流作、田 1 筆、413㎡についてですが、令和 7 年 6 月総会で自己住宅用地として転用許可を受けたものでございます。許可後に転用者から、受人を夫婦の共有名義に変更したいとの要望があり、再度の許可申請となっております。なお、受人の変更以外の転用計画は前回申請時と変更はございません。

申請番号 4 番 桑山字浦向、田 1 筆、1,008㎡についてですが、市街化調整区域内で農用地区域内にある農地であります。申請人は申請地付近で行われる水道工事を請け負う建設業者であり、工事に使用するために一時的な資材置場として申請に及んだものであります。申請内容については、水道管や碎石等を置く計画で、工期は令和 7 年 9 月 30 日までとなっております。なお、申請地は農用地区域内でございますが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当いたします。

申請番号 5 番 村田字塙、畑 2 筆、1,364㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。640W パネル 159 枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号 6 番 村田字貝塚、畑 1 筆、759㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断しました。転用目的は太陽

光発電施設用地。590Wパネル126枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号7番 上君山字清原台、畑4筆、923㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。615Wパネル124枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号8番 上君山字清原台、畑2筆、2,546㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。615Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号9番 上君山字東ノ前、畑2筆、1,487㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。615Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号10番 月出里字花指、田1筆、823㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。615Wパネル156枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号11番 月出里字柏山、畑2筆、1,196㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。705Wパネル144枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号12番 犬塚字古名石、畑1筆、663㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。615Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

これで議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番、2番について、去る5日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果はいずれも、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。

申請番号3番について、去る5日、風間推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。

申請番号4番について、去る5日、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、資材置場用地として一時的に利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番、6番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号5番、6番について、去る5日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果はいずれも、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番から9番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。

申請番号7番から9番について、去る5日、岡野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号10番から12番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号10番から12番について、去る5日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果はいずれも、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条(知事)」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第3号 現況証明(農委処分)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第3号「現況証明(農委処分)」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長(坂本 証君) 20ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明(農委処分)」

登記地目変更のための非農地証明書の交付7件でございます。

申請番号1番 高田字千葉野、畑1筆、1,995㎡、

申請番号2番 下太田字諏訪原、畑5筆、1,915㎡、

申請番号3番 月出里字花指、畑1筆、1,030㎡、

申請番号4番 月出里字花指、畑1筆、403㎡、

申請番号5番 月出里字花指、田3筆、3,611㎡、

申請番号6番 月出里字花指、田2筆、1,574㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号7番 町田字馬之内、畑1筆、809㎡についてですが、昭和35年頃から宅地として使用しており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真が添付された地図となります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1について、篠崎委員より報告をお願いいたします。

○7番(篠崎惣壽君) 7番篠崎です。

申請番号1番について、去る5日、村山委員と藤巻推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございました。

申請番号2番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番(川島 昇君) 18番川島です。

申請番号2番について、去る5日、遠藤委員と松田推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番から6番について、埴本委員より報告をお願いいたします。

○11番（埴本典勇君） 11番埴本です。

申請番号3番から6番について、去る5日、宮本委員と古渡推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、いずれも現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。

申請番号7番について、去る5日、内田委員と中沢推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、昭和35年頃より宅地として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。なお、申請番号10番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に内田委員が該当いたしますので、14番内田委員の退室を求めます。

（内田委員退室）

事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 22ページをお開き願います。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

新規設定が、9件、46筆、101,947㎡、期間満了に伴う更新が、20件、126筆、214,305㎡となっております。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

14番内田委員の入室を認めます。

（内田委員入室）

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和7年8月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時50分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

18番 委 員 川 島 昇

1番 委 員 吉 田 武